

# 21年度2月 支部執行委員会 本部情勢報告ポイント

(分会員配布用)

## 1. 定期県委員会 第1号議案 第2号議案 可決

参加状況 出席 40 (会場 18 Web22) 委任 29 (代議員数 80)

質疑・討論 西新発田： ハラスメント事案への被害者へのサポート 高校入試緊急要請書  
 村松： 感染症対応業務に対する責任の所在  
 六日町： 「情報」授業担当者(免許所有者への強要)  
 新潟商業： 統合型公務支援システム運用について訂正が多い  
 正徳館： 事務職員の兼務体制の今後  
 佐渡中等： 生徒1人1台端末の管理、破損や盗難などの責任

## 2. 高校入試緊急要請書提出・記者会見実施 2月3日付速報参照

1.29 定期県委員会での議論を踏まえ、県教委に緊急要請書提出し、報道記者会見に臨みました。

## 3. 新型コロナウイルス感染症にかかる業務についての整理 2月14日付速報参照 (2月10日県教委折衝)

「1月の感染状況、保健所の対応状況、学校で実態として対応した状況を加味して整理した。」

○原則管理職対応 ○本人同意、必要最小限

□新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱いについて

状況	対応 ⇒ 「サービスの扱い」
風邪症状がある	回復するまで自宅療養 ⇒ 「出勤困難休暇」
	症状が改善しても症状が消失した翌日から2日間は出勤しない ⇒ 「自宅勤務」または「出勤困難休暇」
体調不良で検査を受ける	陰性でも症状が消失するまで出勤しない ⇒ 「出勤困難休暇」
検査を受ける人と「感染可能期間に濃厚な接触歴がある」	検査を受ける人の陰性結果が確認できるまで ⇒ 「自宅勤務」
濃厚接触者となった	最終接触日の翌日から7日間 ⇒ 「自宅勤務」または「出勤困難休暇」
陽性と診断	療養 ⇒ 「職専免」
同居家族等が検査を受ける	所属の指示に従う ⇒ 陰性結果が確認できるまで「自宅勤務」
同居家族等が濃厚接触者となった	同居家族等と同じ期間自宅待機する ⇒ 「自宅勤務」、「出勤困難休暇」
	同居家族等が検査を受ける ⇒ 陰性結果が確認できるまで「自宅勤務」

## 4. 人事異動について ヒアリングは明確な回答を

内示ぎりぎりまで調整が行われる。

記載していない地域の提示、勤務環境の変化等の確認は必ず行ってください

(新規) 査定昇給対象時での出向等にかかる不利益について、是正されることとなりました。

## 5. 2.19 全県「同和」教育学習会 詳細は指示第67号

日時：22年2月19日(土) 13:00~16:00 (Web開催)

## 6. 再任用短時間・非常勤講師兼務 (県教委通知1月25日付より)

再任用短時間勤務教諭の勤務を要しない日において、県立学校非常勤講師との兼務を認める。

## 7. 年度末・年度初のとりのくみ 分会マニュアル(学校紹介?)作成について 指示第74号

加入促進に向けた、声かけのとりのくみを

## 8. その他 ユーザー名、パスワードは(shinkoukyou14)

○新高教ホームページ (<http://www.shinkoukyou.net/>)

新潟高教組で検索

○本部情勢報告のポイント(別紙)の分会員への配付をお願いします。